平成31年度国民健康保険料率算定の考え方について

1 国民健康保険料率の算定について

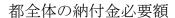
国民健康保険料率は、平成30年度の制度改革(広域化)により、東京都が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区は東京都が算定した納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険料率を決定する仕組みに変わった。

このたび、東京都から「平成31年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」が 示されたので、中野区の保険料率算定の考え方を報告する。

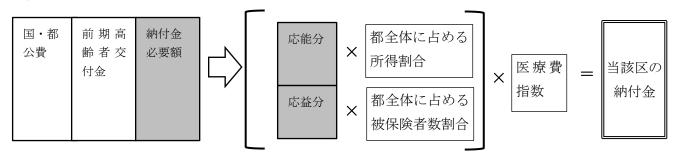
(1) 納付金の算定方法(按分の方法)

区の納付金の算定に当たっては、都全体の医療給付費等の見込み額から国庫負担金等の見込み額を差し引き、都全体で必要となる納付金の総額を算出し、区市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》



区ごとの納付金算定方法



2 平成31年度国民健康保険事業費納付金

(1)納付金額の比較(中野区)

(単位:円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
平成 30 年度	8, 775, 676, 657	2, 849, 056, 620	1, 078, 537, 185	12, 703, 270, 462
平成 31 年度	8, 429, 641, 962	2, 802, 710, 271	1, 009, 472, 131	12, 241, 824, 364
前年度比	△346, 034, 695	$\triangle 46, 346, 349$	\triangle 69, 065, 054	△461, 446, 098
削牛皮丸	(96.1%)	(98.4%)	(93.6%)	(96.4%)

(2)被保険者数の比較

	一般被保険者数	うち2号被保険者数 (40歳~64歳)
平成 30 年度	85, 015	(28, 592)
平成 31 年度	81, 881	(26, 909)
前年度比	△3, 134	$(\triangle 1,683)$
別十及比	(96.3%)	(94.1%)

3 平成31年度標準保険料率と平成30年度保険料率の比較

(1)保険料率の比較

	医療分(基礎分)	支援	金分	介記	養分	合	計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)
30 年度	7. 49	38, 400	2. 23	11, 100	1. 67	15, 600	11. 39	65, 100
保険料率	10	33, 133	2.20	11, 100	1. 0.	10,000	11.00	
31 年度	7. 90	45, 682	2. 69	15, 412	2. 29	17, 056	12. 88	78, 150
標準保険料率	1.90	40,002	2.09	10,412	4.49	17,000	12.00	10, 100
差	0.41	7, 282	0.46	4, 312	0.62	1, 456	1. 49	13, 050

(2)1人当たり保険料の比較

(単位:円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
30 年度	05 147	28, 128	31, 924	155, 199
保険料	95, 147	20, 120	31, 924	155, 199
31 年度	105 520	25. 760	20 225	190 649
標準保険料率	105, 539	35, 769	39, 335	180, 643
差	10, 392	7, 641	7, 411	25, 444

4 中野区の平成31年度保険料率算定における基本的な考え方

- (1)被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、法定外一般会計繰入金による激変 緩和装置を講じる。
- (2) 平成29年度に作成した「国保財政健全化計画」に基づき、段階的に決算補填等目的の法定外繰入金の削減に向けた取組を進める。

5 平成31年度保険料の激変緩和措置について

(1)標準保険料率との差

東京都が算定した平成31年度標準保険料率と中野区の平成30年度の保険料率には、所得割率で1.49%、均等割額で13,050円、一人当たり保険料は25,444円の乖離がある。保険料が急激に増加しないよう、前年度同様、激変緩和措置を講じることとする。

(2) 激変緩和措置①

平成30年度の賦課総額の算出に当たっては、支援金分及び介護分の国保事業費納付金の9%相当額を控除した。平成31年度は、「国保財政健全化計画」に基づき、8%相当額を控除し、その後、この割合を段階的に引き下げていく。

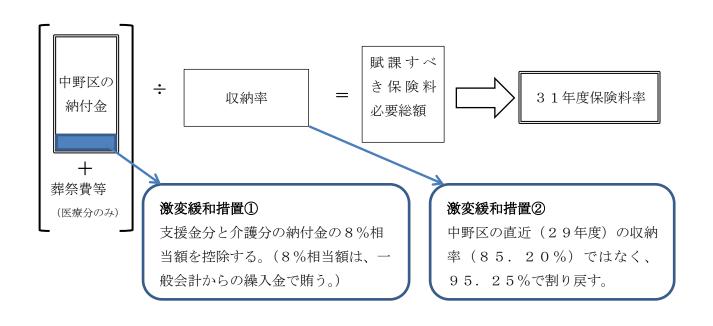
(3)激変緩和措置②

標準保険料率の算定に当たっては、納付金総額等を標準的な収納率(直近の収納率 85.20%)で割り戻しているが、保険料の急激な上昇を抑えるため、95.25%で割り戻すこととする。その後、保険料収納率の向上を図りながら、割り戻す収納率 を実績値に近づけていく。

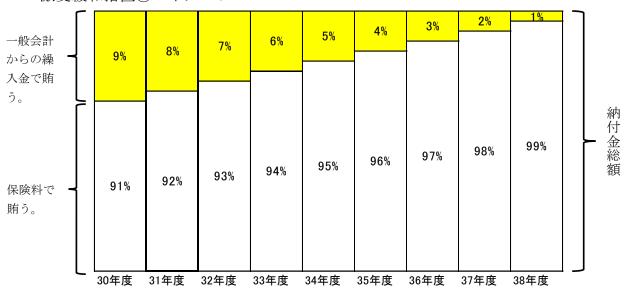
(4)激変緩和措置の期間(赤字解消・削減期間)

国は、国民健康保険運営方針の期間との調和を図り、国民健康保険特別会計における赤字(決算補填等目的の法定外一般会計繰入金)を解消・削減する期間を原則、6年間とし、6年以内に赤字解消が困難な場合は、6年後の削減目標を達成するための計画を区市町村が定めることとしている。

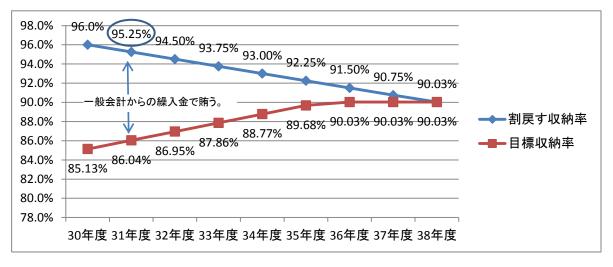
区では上記の標準保険料率を算出するために用いる収納率(割り戻す収納率)と直近の収納率の乖離が大きく、収納率向上の取り組みを進めてもなお、目標とする収納率に近づくには相当期間を要することを踏まえ、区の激変緩和措置期間は、都が策定した国民健康保険運営方針の対象期間(3年間)の3倍の9年間とし、段階的に法定外繰入金を削減するとともに、割り戻す収納率を目標とする収納率に近づけていくこととしている。



<激変緩和措置①のイメージ>



<激変緩和措置②のイメージ>



収納率の向上を図りながら、割り戻す収納率を目標収納率に近づけていく。

6 モデル世帯別の保険料の前年度比較

(1) 医療分(基礎分) +支援金分

年金収入(65歳以上)1人世帯

(単位:円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円
① 30年度	14,850 円	85, 284 円	192, 384 円	272, 573 円
② 31 年度	14,850円	85, 519 円	193, 119 円	273, 721 円
差 (②一①)	0 円	235 円	735 円	1,148円

年金収入(65歳以上)2人世帯 [世帯主+配偶者(収入なし)] (単位:円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円
① 30年度	29,700 円	95, 184 円	241,884 円	322, 073 円
② 31 年度	29,700 円	95, 419 円	242, 619 円	323, 221 円
差 (②一①)	0 円	235 円	735 円	1,148円

給与所得者(40歳)1人世帯

(単位:円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円
① 30年度	26, 694 円	136,008 円	204, 048 円	275, 976 円
② 31 年度	26, 704 円	136, 453 円	204, 843 円	277, 141 円
差 (②一①)	10 円	445 円	795 円	1,165円

(2) 介護分

給与所得者(40歳)1人世帯

(単位:円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円
① 30年度	8,134 円	30, 463 円	42, 153 円	54,511 円
② 31 年度	7,994 円	30,608 円	42,648 円	55, 376 円
差 (②一①)	△140 円	145 円	495 円	865 円

7 一人当たり保険料

(単位:円)

	基礎分+支援金分	介護分	合計
① 30 年度	123, 275 円	31,924 円	155, 199 円
② 31 年度	123, 524 円	32,026 円	155, 550 円
差 (②一①)	249 円	102 円	351 円

8 今後の予定

2月7日

中野区国民健康保険運営協議会 開催·諮問

3月

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例、提案